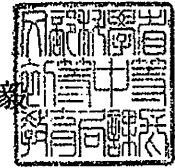




27初教職第31号  
平成28年3月31日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長  
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長  
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長  
殿

文部科学省初等中等教育局教職員課長  
茂 里



(印影印刷)

### 平成28年度免許状更新講習の認定申請等要領の改訂について（通知）

免許状更新講習における選択必修領域の事項追加等に係る免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）の一部改正については、平成28年3月31日付け27文科初第1737号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」にて、お知らせしたところです。

免許状更新講習の認定に係る手続きについては、平成27年10月7日付け27初教職第20号「平成28年度免許状更新講習の認定申請等について（通知）」にて連絡したところですが、このたび、選択必修領域の事項追加等を受けて、「免許状更新講習の認定申請等要領」を一部改訂し、文部科学省ホームページに掲載しました。平成27年10月付け申請等要領からの変更点は、別紙のとおりです。

については、今後の申請等に当たっては、改訂後の申請等要領に基づいて行うようお願いいたします。ただし、平成28年度に開設する講習の申請等に係る様式については、平成27年10月付け申請等要領によるものを使用しても差し支えないこととします。

#### （申請等要領及び様式掲載場所）

ホームページトップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等 > 教員免許更新制  
> 免許状更新講習を開設予定の方々へ > 免許状更新講習の認定申請等要領

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/008/1362453.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/1362453.htm)

#### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

教職員課教員免許企画室認定係 伊野・森津・岩澤・廣内

TEL 03-6734-3574 FAX 03-6734-3742

e-mail [koushin@mext.go.jp](mailto:koushin@mext.go.jp)（免許状更新講習申請データ提出専用アドレス）



(別紙)

平成27年10月7日付け27初教職第20号により通知した  
「免許状更新講習の認定申請等要領（平成27年10月）」からの変更点

○様式について

- ・ 免許状更新講習規則の一部改正を受けて、様式第3号及び様式第6号の「(2)講習の概要」に、修正を加えたこと。
- ※ 平成28年度に開設する選択必修領域講習において取り扱う事項が、改正後のへ又はト以外の場合は、申請等に係る様式について、平成27年10月付け申請等要領によるものを使用しても差し支えない。

○免許状更新講習認定申請書記入要領について

- ・ 様式第1号の講習数に係る記載方法を追記したこと。(25ページ)
- ・ 対面授業による講習の開設期間に係る記載方法を追記したこと。(26ページ)
- ・ 選択必修領域の事項追加に伴う、文言の修正等を行ったこと。